

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成25年3月7日(2013.3.7)

【公表番号】特表2012-515423(P2012-515423A)

【公表日】平成24年7月5日(2012.7.5)

【年通号数】公開・登録公報2012-026

【出願番号】特願2011-546259(P2011-546259)

【国際特許分類】

F 2 1 L	4/00	(2006.01)
F 2 1 V	29/00	(2006.01)
F 2 1 V	23/00	(2006.01)
F 2 1 V	19/00	(2006.01)
F 2 1 Y	101/02	(2006.01)

【F I】

F 2 1 L	4/00	4 1 0
F 2 1 V	29/00	1 1 1
F 2 1 V	29/00	5 1 0
F 2 1 V	23/00	1 6 0
F 2 1 V	23/00	1 2 0
F 2 1 V	19/00	1 7 0
F 2 1 Y	101:02	

【手続補正書】

【提出日】平成25年1月15日(2013.1.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

後部筒体部に格納収容された携帯電源と、

正電極と負電極とを有する光源と、

前記携帯電源に電気的に接続され、前記携帯電源と前記光源の間に配置されたスイッチ組立体と、

前記光源と前記携帯電源との間に配置され、該光源の正電極と該携帯電源との間に第1の導電路の第1の部分を形成する第1のばねと、

前記光源と前記携帯電源との間に配置され、該光源の負電極と該携帯電源との間に第2の導電路の第1の部分を形成する第2のばねと、

前記後部筒体部に対して軸方向に位置合わせされて前記光源と前記スイッチ組立体との間に少なくとも部分的に延びる前部筒体部とを備え、前記前部筒体は前記第1の導電路又は前記第2の導電路内にある、懐中電灯。

【請求項2】

少なくとも部分的に前記前部筒体部に収容され、前記第2の導電路の第2の部分を形成し、前記光源を保持して前記光源の調整を可能とするボール筐体をさらに備える、請求項1に記載の懐中電灯。

【請求項3】

前記第2のばねはばねプローブである、請求項1に記載の懐中電灯。

【請求項4】

前記光源はＬＥＤである、請求項1に記載の懐中電灯。

【請求項5】

後部筒体部に収容された携帯電源と、スイッチ組立体と、光源とを含む主電源回路であって、前記スイッチ組立体は前記携帯電源に電気的に接続されて前記携帯電源と前記光源の間に配置される主電源回路と、

前記携帯電源と前記光源の間の該主電源回路内の第1のばねであって、前記光源の正電極と前記スイッチ組立体とを電気的に接続する第1のばねと、

前記携帯電源と前記光源の間の前記主電源回路内の第2のばねであって、前記光源の負電極と前記スイッチ組立体とを電気的に接続する第2のばねと、

前記後部筒体に対して軸方向に位置合わせされて、前記スイッチ組立体に接続された前部筒体部であって、前記主電源回路の一部を構成しない前部筒体部と

を備える、懐中電灯。

【請求項6】

前記主電源回路内にボールをさらに含み、該ボールにより前記光源が保持される、請求項5に記載の懐中電灯。

【請求項7】

前記ボールの外周は前記光源から効率的に放熱させるフィン状突起列を有する、請求項6に記載の懐中電灯。

【請求項8】

前記第2のばねはばねプローブである、請求項5に記載の懐中電灯。

【請求項9】

前記光源はLEDである、請求項5に記載の懐中電灯。

【請求項10】

前記第2のばねは板ばねである、請求項1に記載の懐中電灯。

【請求項11】

前記第2のばねは板ばねである、請求項5に記載の懐中電灯。